

資材価格の高騰に対応する単品スライド条項の適用について

福岡県南広域水道企業団では、最近の鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰状況を踏まえ、このたび、工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」の適用を決定しました。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 適用基準日

平成20年9月17日

3. 適用対象工事

適用基準日時点で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事が対象。

4. 適用対象資材

鋼材類及び燃料油

5. 請負代金額変更の考え方

上記適用対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者（本企業団）が負担します。

6. その他

単品スライド条項適用手続等の運用基準の詳細については、今後策定します。